第七百五十五条の見出しを「（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）」に改め、同条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六条並びに」を削る。

第七百六十二条第一号ロ中「図形等」を「図形その他の」に改める。

附則第九条の五中「第七百四十七条の三第一項第三号」を「第七百四十七条の二第一項第三号」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　前条の規定による改正後の地方税法（次項から第四項までにおいて「新地方税法」という。）第七百四十七条の二の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により行われる同項に規定する特定書面等地方税関係申告等について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の地方税法（次項から第四項までにおいて「旧地方税法」という。）第七百四十七条の二第一項の規定により行われた同項に規定する特定書面等地方税関係申告等については、なお従前の例による。

2　新地方税法第七百四十七条の三の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により行われる同項に規定する特定地方税関係申告等について適用し、施行日前に旧地方税法第七百四十七条の三第一項の規定により行われた同項に規定する特定地方税関係申告等については、なお従前の例による。

3　新地方税法第七百四十七条の四の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により行われる同項に規定する特定書面等地方税関係通知について適用し、施行日前に旧地方税法第七百四十七条の四第一項の規定により行われた同項に規定する特定書面等地方税関係通知については、なお従前の例による。

4　新地方税法第七百四十七条の五の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により行われる同項に規定する特定地方税関係通知について適用し、施行日前に旧地方税法第七百四十七条の五第一項の規定により行われた同項に規定する特定地方税関係通知については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正に伴う調整規定）

第三十二条　施行日が地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、附則第三十条のうち地方税法第七百四十七条の二第一項に各号を加える改正規定中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三百十七条の六第五項の規定による同項に規定する給与支払報告書記載事項の提供	第五十三条第四十六項の規定による同項の申告
第三百十七条の六第六項の規定による同項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供	第七十二条の三十二第一項の規定による同項の申告
第三百二十一条の七の十一第一項に規定する通知	第七十二条の八十九の二第一項の規定による同項の申告
	第三百十七条の六第五項の規定による同項に規定する給与支払報告書記載事項の提供
	第三百十七条の六第六項の規定による同項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供
	第三百二十一条の七の十一第一項に規定する通知
	第三百二十一条の八第四十二項の規定による同項の申告

（道路運送車両法の一部改正）

第三十三条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第百二条第四項ただし書中「又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号から第十三号まで若しくは前項の申請等をする場合」を削り、同条第五項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項」に改める。

（旅券法の一部改正）

第三十四条　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項を削る。

第八条第一項ただし書中「第三条第一項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第九条第三項中「前条第一項及び第四項」を「前条第一項及び第三項」に改める。

第十条第四項中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第十二条第三項中「第四項並びに」を「第三項並びに」に改める。

第二十一条の三中「から第三項まで」を「及び第二項」に改める。

（関税法の一部改正）

第三十五条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」を「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」に改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正）

第三十六条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二を削る。

第二十六条の三中「図形等」を「図形その他の」に、「次条第一項」を「同条第一項」に改め、同条を第二十六条の二とし、第二十六条の四を第二十六条の三とする。

（物品管理法の一部改正）

第三十七条　物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二を削る。

第四十条の三中「図形等」を「図形その他の」に、「次条第一項」を「同条第一項」に改め、同条を第四十条の二とし、第四十条の四を第四十条の三とする。

（国の債権の管理等に関する法律の一部改正）

第三十八条　国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二を削る。

第四十条の三中「図形等」を「図形その他の」に、「次条第一項」を「同条第一項」に改め、同条を第四十条の二とし、第四十条の四を第四十条の三とする。

（租税特別措置法の一部改正）

第三十九条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第四項第二号、第三十七条の十四第九項、第四十二条の二の二第一項第一号及び第六十六条の四の四第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第九十七条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する」を「国税に関する法律又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により」に、「第二条第六号」を「第三条第八号」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第四十条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第百一条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。